○内閣府告示第九百四十八号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成十五年五月二十九日内閣府告示第六十九号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を取り消したので、同法第九条第三項において準用する同法第四条第十一項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成十七年十二月六日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画の認定を取り消した日　平成十七年十一月二十二日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　岩見沢市

三　構造改革特別区域の名称　ＩＴビジネス特区

四　構造改革特別区域の範囲　岩見沢市の全域

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第二に定めるところによる。）　空中線利得を増大した五GHz帯無線アクセスシステムの導入事業（四〇五）及び電気通信業務以外での無線アクセスシステム活用事業（四〇六）

○内閣府告示第九百四十九号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき、平成十六年六月二十八日内閣府告示第百七十二号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を取り消したので、同法第九条第三項において準用する同法第四条第十一項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき、次のとおり公示する。

平成十七年十二月六日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画の認定を取り消した日　平成十七年十一月二十二日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　稚内市

三　構造改革特別区域の名称　ワイワイ子育て・楽しさ支援特区

四　構造改革特別区域の範囲　稚内市の全域

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第二に定めるところによる。）　幼稚園における幼稚園児及び保育所児等の合同活動事業（八〇

七）、保育所における保育所児及び幼稚園児の合同活動事業（九一四）及び保育の実施に係る事務の教育委員会への委任事業（九一六）

○内閣府告示第九百五十号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成十五年十二月五日内閣府告示第百九十五号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を取り消したので、同法第九条第三項において準用する同法第四条第十一項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成十七年十二月六日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画の認定を取り消した日　平成十七年十一月二十二日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　千歳市

三　構造改革特別区域の名称　農村再生特区

四　構造改革特別区域の範囲　千歳市の区域の一部（駒里地域）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第二に定めるところによる。）　農地の権利取得後の下限面積要件の特例設定基準の弾力化による農地の利用増進事業（一〇〇六）

○内閣府告示第九百五十一号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成十六年三月二十九日内閣府告示第八号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を取り消したので、同法第九条第三項において準用する同法第四条第十一項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成十七年十二月六日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画の認定を取り消した日　平成十七年十一月二十二日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　北海道瀬棚郡瀬棚町

三　構造改革特別区域の名称　有機酪農と有機農業の推進特区

四　構造改革特別区域の範囲　北海道瀬棚郡瀬棚町の全域

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第二に定めるところによる。）　地方公共団体又は農地保有合理化法人による農地又は採草放牧地の特定法人への貸付け事業（一〇〇一）

○内閣府告示第九百五十二号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成十六年三月二十九日内閣府告示第十号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を取り消したので、同法第九条第三項において準用する同法第四条第十一項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成十七年十二月六日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画の認定を取り消した日　平成十七年十一月二十二日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　北海道余市郡赤井川村

三　構造改革特別区域の名称　赤井川村農村再生特区

四　構造改革特別区域の範囲　北海道余市郡赤井川村の全域

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第二に定めるところによる。）　農地の権利取得後の下限面積要件の特例設定基準の弾力化による農地の利用増進事業（一〇〇六）

○内閣府告示第九百五十三号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成十六年三月二十九日内閣府告示第十二号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を取り消したので、同法第九条第三項において準用する同法第四条第十一項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成十七年十二月六日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画の認定を取り消した日　平成十七年十一月二十二日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　北海道夕張郡栗山町

三　構造改革特別区域の名称　ＮＰＯ農地トラスト特区

四　構造改革特別区域の範囲　北海道夕張郡栗山町の全域

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第二に定めるところによる。）　地方公共団体又は農地保有合理化法人による農地又は採草放牧地の特定法人への貸付け事業（一〇〇一）

○内閣府告示第九百五十四号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき、平成十五年十二月五日内閣府告示第百九十八号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を取り消したので、同法第九条第三項において準用する同法第四条第十一項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき、次のとおり公示する。

平成十七年十二月六日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画の認定を取り消した日　平成十七年十一月二十二日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　北海道上川郡東川町

三　構造改革特別区域の名称　北海道東川町幼保一元化特区

四　構造改革特別区域の範囲　北海道上川郡東川町の全域

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第二に定めるところによる。）　幼稚園における幼稚園児及び保育所児等の合同活動事業（八〇

七）、保育所における保育所児及び幼稚園児の合同活動事業（九一四）及び保育の実施に係る事務の教育委員会への委任事業（九一六）

○内閣府告示第九百五十五号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成十六年十二月十七日内閣府告示第三百八十号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を取り消したので、同法第九条第三項において準用する同法第四条第十一項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成十七年十二月六日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画の認定を取り消した日　平成十七年十一月二十二日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　青森県

三　構造改革特別区域の名称　津軽・生命科学活用食料特区

四　構造改革特別区域の範囲　青森市、弘前市及び黒石市並びに青森県西津軽郡鰺ヶ沢町、中津軽郡岩木町、南津軽郡藤崎町、大鰐町、平賀町、田舎館村及び碇ヶ関村並びに北津軽郡板柳町及び鶴田町の全域並びに五所川原市並びに西津軽郡深浦町及び北津軽郡中泊町の区域の一部（詳細は内閣府において閲覧に供する。）

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第二に定めるところによる。）　地方公共団体又は農地保有合理化法人による農地又は採草放牧地の特定法人への貸付け事業（一〇〇一）、地方公共団体及び農業協同組合以外の者による特定農地貸付け事業（一〇〇二）及び農地の権利取得後の下限面積要件の特例設定基準の弾力化による農地の利用増進事業（一〇〇六）

○内閣府告示第九百五十六号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成十六年十二月十七日内閣府告示第二百九十四号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を取り消したので、同法第九条第三項において準用する同法第四条第十一項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成十七年十二月六日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画の認定を取り消した日　平成十七年十一月二十二日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　岩手県下閉伊郡岩泉町

三　構造改革特別区域の名称　岩泉町地域農業再生特区

四　構造改革特別区域の範囲　岩手県下閉伊郡岩泉町の全域

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第二に定めるところによる。）　地方公共団体又は農地保有合理化法人による農地又は採草放牧地の特定法人への貸付け事業（一〇〇一）

○内閣府告示第九百五十七号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき、平成十七年四月二十八日内閣府告示第百五十号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を取り消したので、同法第九条第三項において準用する同法第四条第十一項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき、次のとおり公示する。

平成十七年十二月六日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画の認定を取り消した日　平成十七年十一月二十二日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　栗原市

三　構造改革特別区域の名称　高清水かつらっこ特区

四　構造改革特別区域の範囲　栗原市の区域の一部（旧高清水町）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本

方針別表第二に定めるところによる。）　幼稚園における幼稚園児及び保育所児等の合同活動事業（八〇七）及び保育所における保育所児及び幼稚園児の合同活動事業（九一四）

○内閣府告示第九百五十八号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成十七年四月二十八日内閣府告示第百五十一号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を取り消したので、同法第九条第三項において準用する同法第四条第十一項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成十七年十二月六日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画の認定を取り消した日　平成十七年十一月二十二日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　栗原市

三　構造改革特別区域の名称　自然まるごと共生特区

四　構造改革特別区域の範囲　栗原市の区域の一部（旧花山村）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第二に定めるところによる。）　農地の権利取得後の下限面積要件の特例設定基準の弾力化による農地の利用増進事業（一〇〇六）

○内閣府告示第九百五十九号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成十六年十二月十七日内閣府告示第二百九十六号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を取り消したので、同法第九条第三項において準用する同法第四条第十一項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成十七年十二月六日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画の認定を取り消した日　平成十七年十一月二十二日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　宮城県志田郡松山町

三　構造改革特別区域の名称　「醸華邑（じょうかむら）」構想・水田農業活性化特区

四　構造改革特別区域の範囲　宮城県志田郡松山町の全域

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第二に定めるところによる。）　地方公共団体又は農地保有合理化法人による農地又は採草放牧地の特定法人への貸付け事業（一〇〇一）

○内閣府告示第九百六十号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき、平成十七年四月四日内閣府告示第四十八号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を取り消したので、同法第九条第三項において準用する同法第四条第十一項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき、次のとおり公示する。

平成十七年十二月六日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画の認定を取り消した日　平成十七年十一月二十二日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　宮城県栗原郡金成町

三　構造改革特別区域の名称　のびのび童っ子（わらすっこ）特区

四　構造改革特別区域の範囲　宮城県栗原郡金成町の全域

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第二に定めるところによる。）　幼稚園における幼稚園児及び保育所児等の合同活動事業（八〇

七）及び保育所における保育所児及び幼稚園児の合同活動事業（九一四）

○内閣府告示第九百六十一号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、平成十六年三月二十九日内閣府告示第二十二号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を取り消したので、同条に規定する措置に基づき、次のとおり公示する。

平成十七年十二月六日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画の認定を取り消した日　平成十七年十一月二十二日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　秋田県

三　構造改革特別区域の名称　スペース・イオ学習特区

四　構造改革特別区域の範囲　秋田県の全域

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第二に定めるところによる。）　ＩＴ等の活用による不登校児童生徒の学習機会拡大事業（八〇五）

○内閣府告示第九百六十二号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき、平成十六年十二月十七日内閣府告示第二百九十九号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を取り消したので、同法第九条第三項において準用する同法第四条第十一項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき、次のとおり公示する。

平成十七年十二月六日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画の認定を取り消した日　平成十七年十一月二十二日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　鹿角市

三　構造改革特別区域の名称　鹿角市幼保一体的運営特区

四　構造改革特別区域の範囲　鹿角市の区域の一部（八幡平の区域）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本

方針別表第二に定めるところによる。）　幼稚園における幼稚園児及び保育所児等の合同活動事業（八〇七）及び保育所における保育所児及び幼稚園児の合同活動事業（九一四）

○内閣府告示第九百六十三号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき、平成十六年十一月十七日内閣府告示第二百七十三号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を取り消したので、同法第九条第三項において準用する同法第四条第十一項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき、次のとおり公示する。

平成十七年十二月六日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画の認定を取り消した日　平成十七年十一月二十二日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　秋田県仙北郡美郷町

三　構造改革特別区域の名称　美郷町幼保一体的運営特区

四　構造改革特別区域の範囲　秋田県仙北郡美郷町の全域

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第二に定めるところによる。）　幼稚園における幼稚園児及び保育所児等の合同活動事業（八〇

七）、保育所における保育所児及び幼稚園児の合同活動事業（九一四）及び保育の実施に係る事務の教育委員会への委任事業（九一六）

○内閣府告示第九百六十四号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成十六年三月二十九日内閣府告示第二十四号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を取り消したので、同法第九条第三項において準用する同法第四条第十一項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成十七年十二月六日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画の認定を取り消した日　平成十七年十一月二十二日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　長井市

三　構造改革特別区域の名称　食の安全安心＝レインボープラン特区

四　構造改革特別区域の範囲　長井市の全域

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第二に定めるところによる。）　地方公共団体又は農地保有合理化法人による農地又は採草放牧地の特定法人への貸付け事業（一〇〇一）

○内閣府告示第九百六十五号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成十七年四月四日内閣府告示第五十二号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を取り消したので、同法第九条第三項において準用する同法第四条第十一項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成十七年十二月六日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画の認定を取り消した日　平成十七年十一月二十二日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　山形県飽海郡遊佐町

三　構造改革特別区域の名称　食料自給率向上特区

四　構造改革特別区域の範囲　山形県飽海郡遊佐町の全域

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第二に定めるところによる。）　地方公共団体又は農地保有合理化法人による農地又は採草放牧地の特定法人への貸付け事業（一〇〇一）

○内閣府告示第九百六十六号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成十六年三月二十九日内閣府告示第二十六号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を取り消したので、同法第九条第三項において準用する同法第四条第十一項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成十七年十二月六日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画の認定を取り消した日　平成十七年十一月二十二日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　会津若松市

三　構造改革特別区域の名称　会津若松市新規就農支援特区

四　構造改革特別区域の範囲　会津若松市の区域の一部（詳細は内閣府において閲覧に供する。）

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第二に定めるところによる。）　農地の権利取得後の下限面積要件の特例設定基準の弾力化による農地の利用増進事業（一〇〇六）

○内閣府告示第九百六十七号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成十五年九月五日内閣府告示第百三十八号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を取り消したので、同法第九条第三項において準用する同法第四条第十一項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成十七年十二月六日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画の認定を取り消した日　平成十七年十一月二十二日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　喜多方市

三　構造改革特別区域の名称　喜多方市アグリ特区

四　構造改革特別区域の範囲　喜多方市の全域

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第二に定めるところによる。）　地方公共団体又は農地保有合理化法人による農地又は採草放牧地の特定法人への貸付け事業（一〇〇一）及び地方公共団体及び農業協同組合以外の者による特定農地貸

付け事業（一〇〇二）

○内閣府告示第九百六十八号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成十六年十二月十七日内閣府告示第三百四号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を取り消したので、同法第九条第三項において準用する同法第四条第十一項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成十七年十二月六日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画の認定を取り消した日　平成十七年十一月二十二日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　福島県耶麻郡西会津町

三　構造改革特別区域の名称　西会津町ミネラル栽培活性化特区

四　構造改革特別区域の範囲　福島県耶麻郡西会津町の全域

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第二に定めるところによる。）　地方公共団体又は農地保有合理化法人による農地又は採草放牧地の特定法人への貸付け事業（一〇〇一）

○内閣府告示第九百六十九号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成十六年六月二十八日内閣府告示第百八十号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を取り消したので、同法第九条第三項において準用する同法第四条第十一項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成十七年十二月六日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画の認定を取り消した日　平成十七年十一月二十二日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　福島県石川郡玉川村

三　構造改革特別区域の名称　元気な玉川農村再生特区

四　構造改革特別区域の範囲　福島県石川郡玉川村の区域の一部（東部地域）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第二に定めるところによる。）　農地の権利取得後の下限面積要件の特例設定基準の弾力化によ

る農地の利用増進事業（一〇〇六）

○内閣府告示第九百七十号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成十七年七月八日内閣府告示第百八十七号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を取り消したので、同法第九条第三項において準用する同法第四条第十一項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成十七年十二月六日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画の認定を取り消した日　平成十七年十一月二十二日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　茨城県

三　構造改革特別区域の名称　いばらき幼保連携特区

四　構造改革特別区域の範囲　龍ヶ崎市の全域及び筑西市の区域の一部（旧下館市）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第二に定めるところによる。）　幼稚園における幼稚園児及び保育所児等の合同活動事業（八〇

七

○内閣府告示第九百七十一号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成十七年四月四日内閣府告示第五十四号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を取り消したので、同法第九条第三項において準用する同法第四条第十一項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成十七年十二月六日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画の認定を取り消した日　平成十七年十一月二十二日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　つくば市

三　構造改革特別区域の名称　万葉の里つくばあぐり特区

四　構造改革特別区域の範囲　つくば市の全域

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第二に定めるところによる。）　地方公共団体又は農地保有合理化法人による農地又は採草放牧地の特定法人への貸付け事業（一〇〇一）

○内閣府告示第九百七十二号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき、平成十七年四月四日内閣府告示第五十七号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を取り消したので、同法第九条第三項において準用する同法第四条第十一項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき、次のとおり公示する。

平成十七年十二月六日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画の認定を取り消した日　平成十七年十一月二十二日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　群馬県群馬郡倉渕村

三　構造改革特別区域の名称　明日から同じクラスのおともだちになる特区

四　構造改革特別区域の範囲　群馬県群馬郡倉渕村の全域

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第二に定めるところによる。）　幼稚園における幼稚園児及び保育所児等の合同活動事業（八〇

七）及び保育所における保育所児及び幼稚園児の合同活動事業（九一四）

○内閣府告示第九百七十三号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき、平成十五年十二月五日内閣府告示第二百七十一号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を取り消したので、同法第九条第三項において準用する同法第四条第十一項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき、次のとおり公示する。

平成十七年十二月六日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画の認定を取り消した日　平成十七年十一月二十二日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　群馬県吾妻郡六合村

三　構造改革特別区域の名称　幼保一体化特区

四　構造改革特別区域の範囲　群馬県吾妻郡六合村の全域

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第二に定めるところによる。）　幼稚園における幼稚園児及び保育所児等の合同活動事業（八〇

七）、保育所における保育所児及び幼稚園児の合同活動事業（九一四）及び保育の実施に係る事務の教育委員会への委任事業（九一六）

○内閣府告示第九百七十四号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成十五年五月一日内閣府告示第二十五号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を取り消したので、同法第九条第三項において準用する同法第四条第十一項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成十七年十二月六日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画の認定を取り消した日　平成十七年十一月二十二日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　千葉県及び千葉県山武郡大網白里町

三　構造改革特別区域の名称　ＮＰＯ活動推進特区

四　構造改革特別区域の範囲　大網白里町大字砂田の区域のうち、字中内野の全域並びに字金畑、字宮久保及び字木戸口の区域の一部（詳細は内閣府において閲覧に供する。）

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第二に定めるところによる。）　地方公共団体又は農地保有合理化法人による農地又は採草放牧

地の特定法人への貸付け事業（一〇〇一）

○内閣府告示第九百七十五号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成十六年十二月十七日内閣府告示第三百八十六号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を取り消したので、同法第九条第三項において準用する同法第四条第十一項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成十七年十二月六日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画の認定を取り消した日　平成十七年十一月二十二日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　千葉県並びに千葉県山武郡山武町及び安房郡白浜町

三　構造改革特別区域の名称　有機農業推進特区

四　構造改革特別区域の範囲　千葉県山武郡山武町の区域の一部（大字埴谷、大字板川、大字板中新田、大字横田及び大字実門）及び安房郡白浜町の全域（詳細は内閣府において閲覧に供する。）

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第二に定めるところによる。）　地方公共団体又は農地保有合理化法人による農地又は採草放牧

地の特定法人への貸付け事業（一〇〇一）

○内閣府告示第九百七十六号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき、平成十六年十二月十七日内閣府告示第三百十三号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を取り消したので、同法第九条第三項において準用する同法第四条第十一項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき、次のとおり公示する。

平成十七年十二月六日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画の認定を取り消した日　平成十七年十一月二十二日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　習志野市

三　構造改革特別区域の名称　習志野きらっとこども園特区

四　構造改革特別区域の範囲　習志野市の全域

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第二に定めるところによる。）　幼稚園における幼稚園児及び保育所児等の合同活動事業（八〇

七）及び保育所における保育所児及び幼稚園児の合同活動事業（九一四）

○内閣府告示第九百七十七号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成十七年二月二十八日内閣府告示第二十号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を取り消したので、同法第九条第三項において準用する同法第四条第十一項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成十七年十二月六日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画の認定を取り消した日　平成十七年十一月二十二日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　鴨川市

三　構造改革特別区域の名称　鴨川市棚田農業特区

四　構造改革特別区域の範囲　鴨川市の区域の一部（旧鴨川市の棚田地域）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第二に定めるところによる。）　地方公共団体及び農業協同組合以外の者による特定農地貸付け

事業（一〇〇二）

○内閣府告示第九百七十八号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成十六年十二月十七日内閣府告示第三百十四号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を取り消したので、同法第九条第三項において準用する同法第四条第十一項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成十七年十二月六日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画の認定を取り消した日　平成十七年十一月二十二日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　千葉県香取郡栗源町

三　構造改革特別区域の名称　紅小町の郷ゆったり空間交流特区

四　構造改革特別区域の範囲　千葉県香取郡栗源町の全域

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第二に定めるところによる。）　地方公共団体及び農業協同組合以外の者による特定農地貸付け事業（一〇〇二）

○内閣府告示第九百七十九号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき、平成十五年五月一日内閣府告示第二十七号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を取り消したので、同法第九条第三項において準用する同法第四条第十一項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき、次のとおり公示する。

平成十七年十二月六日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画の認定を取り消した日　平成十七年十一月二十二日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　東京都

三　構造改革特別区域の名称　国際港湾特区

四　構造改革特別区域の範囲　東京都中央区、港区、江東区、品川区、大田区及び江戸川区の全域並びに中央防波堤内側埋立地の全域（詳細は内閣府において閲覧に供する。）

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本

方針別表第二に定めるところによる。）　臨時開庁手数料の軽減による貿易の促進事業（七〇一）及び税関の執務時間外における通関体制の整備による貿易の促進事業（七〇二）

○内閣府告示第九百八十号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成十五年五月一日内閣府告示第二十九号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を取り消したので、同法第九条第三項において準用する同法第四条第十一項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成十七年十二月六日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画の認定を取り消した日　平成十七年十一月二十二日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　八王子市

三　構造改革特別区域の名称　不登校児童・生徒のための体験型学校特区

四　構造改革特別区域の範囲　八王子市の全域

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第二に定めるところによる。）　不登校児童生徒対象学校設置に係る教育課程弾力化事業（八〇三（八一八））

○内閣府告示第九百八十一号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき、平成十五年五月二十九日内閣府告示第八十八号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を取り消したので、同法第九条第三項において準用する同法第四条第十一項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき、次のとおり公示する。

平成十七年十二月六日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画の認定を取り消した日　平成十七年十一月二十二日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　神奈川県及び川崎市

三　構造改革特別区域の名称　国際臨空産業・物流特区

四　構造改革特別区域の範囲　横浜市鶴見区及び神奈川区並びに川崎市川崎区の区域の一部（京浜臨海部）

（詳細は内閣府において閲覧に供する。）

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本

方針別表第二に定めるところによる。）　臨時開庁手数料の軽減による貿易の促進事業（七〇一）及び税関の執務時間外における通関体制の整備による貿易の促進事業（七〇二）

○内閣府告示第九百八十二号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成十五年九月五日内閣府告示第百四十八号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を取り消したので、同法第九条第三項において準用する同法第四条第十一項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成十七年十二月六日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画の認定を取り消した日　平成十七年十一月二十二日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　横浜市

三　構造改革特別区域の名称　市民利用型農園促進特区

四　構造改革特別区域の範囲　横浜市の全域

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第二に定めるところによる。）　地方公共団体及び農業協同組合以外の者による特定農地貸付け事業（一〇〇二）

○内閣府告示第九百八十三号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成十五年五月二十九日内閣府告示第八十九号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を取り消したので、同法第九条第三項において準用する同法第四条第十一項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成十七年十二月六日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画の認定を取り消した日　平成十七年十一月二十二日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　小田原市

三　構造改革特別区域の名称　都市農業成長特区

四　構造改革特別区域の範囲　小田原市の区域のうち農業振興地域

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第二に定めるところによる。）　地方公共団体又は農地保有合理化法人による農地又は採草放牧地の特定法人への貸付け事業（一〇〇一）及び地方公共団体及び農業協同組合以外の者による特定農地貸

付け事業（一〇〇二）

○内閣府告示第九百八十四号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成十五年十二月五日内閣府告示第二百七十四号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を取り消したので、同法第九条第三項において準用する同法第四条第十一項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成十七年十二月六日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画の認定を取り消した日　平成十七年十一月二十二日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　相模原市

三　構造改革特別区域の名称　相模原市新都市農業創出特区

四　構造改革特別区域の範囲　相模原市の区域のうち農業振興地域

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第二に定めるところによる。）　地方公共団体又は農地保有合理化法人による農地又は採草放牧地の特定法人への貸付け事業（一〇〇一）及び農地の権利取得後の下限面積要件の特例設定基準の弾力化

による農地の利用増進事業（一〇〇六）

○内閣府告示第九百八十五号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき、平成十五年十二月五日内閣府告示第二百十五号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を取り消したので、同法第九条第三項において準用する同法第四条第十一項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき、次のとおり公示する。

平成十七年十二月六日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画の認定を取り消した日　平成十七年十一月二十二日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　神奈川県足柄下郡箱根町

三　構造改革特別区域の名称　箱根町幼保一元化特区

四　構造改革特別区域の範囲　神奈川県足柄下郡箱根町の全域

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第二に定めるところによる。）　幼稚園における幼稚園児及び保育所児等の合同活動事業（八〇

七）及び保育所における保育所児及び幼稚園児の合同活動事業（九一四）

○内閣府告示第九百八十六号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、平成十六年十二月十七日内閣府告示第三百二十一号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を取り消したので、同条に規定する措置に基づき、次のとおり公示する。

平成十七年十二月六日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画の認定を取り消した日　平成十七年十一月二十二日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　新潟市

三　構造改革特別区域の名称　新潟市国際創業特区

四　構造改革特別区域の範囲　新潟市の全域

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第二に定めるところによる。）　外国企業支店等開設促進事業（五〇九）

○内閣府告示第九百八十七号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成十七年四月四日内閣府告示第七十号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を取り消したので、同法第九条第三項において準用する同法第四条第十一項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成十七年十二月六日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画の認定を取り消した日　平成十七年十一月二十二日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　長岡市

三　構造改革特別区域の名称　ながおか「活き活き集落づくり」特区

四　構造改革特別区域の範囲　長岡市の区域の一部（詳細は内閣府において閲覧に供する。）

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第二に定めるところによる。）　地方公共団体又は農地保有合理化法人による農地又は採草放牧地の特定法人への貸付け事業（一〇〇一）及び地方公共団体及び農業協同組合以外の者による特定農地貸

付け事業（一〇〇二）

○内閣府告示第九百八十八号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成十七年四月二十八日内閣府告示第百五十七号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を取り消したので、同法第九条第三項において準用する同法第四条第十一項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成十七年十二月六日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画の認定を取り消した日　平成十七年十一月二十二日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　長岡市

三　構造改革特別区域の名称　やまこし農地利用特区

四　構造改革特別区域の範囲　長岡市の区域の一部（旧山古志村）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第二に定めるところによる。）　地方公共団体又は農地保有合理化法人による農地又は採草放牧

地の特定法人への貸付け事業（一〇〇一）

○内閣府告示第九百八十九号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成十七年四月八日内閣府告示第百三十一号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を取り消したので、同法第九条第三項において準用する同法第四条第十一項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成十七年十二月六日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画の認定を取り消した日　平成十七年十一月二十二日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　糸魚川市

三　構造改革特別区域の名称　翠の里産業共生特区

四　構造改革特別区域の範囲　糸魚川市の区域の一部（旧糸魚川市）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第二に定めるところによる。）　地方公共団体又は農地保有合理化法人による農地又は採草放牧

地の特定法人への貸付け事業（一〇〇一）及び地方公共団体及び農業協同組合以外の者による特定農地貸付け事業（一〇〇二）

○内閣府告示第九百九十号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき、平成十七年四月二十八日内閣府告示第百五十九号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を取り消したので、同法第九条第三項において準用する同法第四条第十一項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき、次のとおり公示する。

平成十七年十二月六日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画の認定を取り消した日　平成十七年十一月二十二日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　富山市

三　構造改革特別区域の名称　越中八尾スローターウン特区

四　構造改革特別区域の範囲　富山市の区域の一部（黒瀬谷、卯花、室牧、野積、仁歩及び大長谷地区）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本

方針別表第二に定めるところによる。）　農家民宿における簡易な消防用設備等の容認事業（四〇七）、地方公共団体又は農地保有合理化法人による農地又は採草放牧地の特定法人への貸付け事業（一〇〇一）、地方公共団体及び農業協同組合以外の者による特定農地貸付け事業（一〇〇二）及び農地の権利取得後の下限面積要件の特例設定基準の弾力化による農地の利用増進事業（一〇〇六）

○内閣府告示第九百九十一号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成十六年十一月十七日内閣府告示第二百七十七号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を取り消したので、同法第九条第三項において準用する同法第四条第十一項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成十七年十二月六日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画の認定を取り消した日　平成十七年十一月二十二日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　南砺市

三　構造改革特別区域の名称　五箇山地域（上平・平・利賀地区）農地保全継続創造特区

四　構造改革特別区域の範囲　南砺市の区域の一部（詳細は内閣府において閲覧に供する。）

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第二に定めるところによる。）　農地の権利取得後の下限面積要件の特例設定基準の弾力化による農地の利用増進事業（一〇〇六）

○内閣府告示第九百九十二号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき、平成十六年六月二十八日内閣府告示第百九十五号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を取り消したので、同法第九条第三項において準用する同法第四条第十一項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき、次のとおり公示する。

平成十七年十二月六日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画の認定を取り消した日　平成十七年十一月二十二日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　富山県西礪波郡福岡町

三　構造改革特別区域の名称　福岡町次世代を育む子育て支援のまちづくり特区

四　構造改革特別区域の範囲　富山県西礪波郡福岡町の全域

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第二に定めるところによる。）　幼稚園における幼稚園児及び保育所児等の合同活動事業（八〇

七）、幼稚園と保育所の保育室の共用化事業（八二三）、保育所と合同活動を行う場合の幼稚園の面積基準の特例事業（八三一）、保育所における保育所児及び幼稚園児の合同活動事業（九一四）、保育の実施に係る事務の教育委員会への委任事業（九一六）及び幼稚園と保育所の保育室の共用化事業（九二一）

○内閣府告示第九百九十三号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき、平成十五年五月二十九日内閣府告示第九十一号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を取り消したので、同法第九条第三項において準用する同法第四条第十一項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき、次のとおり公示する。

平成十七年十二月六日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画の認定を取り消した日　平成十七年十一月二十二日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　石川県

三　構造改革特別区域の名称　石川グリーン・ツーリズム促進特区

四　構造改革特別区域の範囲　七尾市、輪島市、珠洲市及び羽咋市並びに石川県羽咋郡富来町、志雄町、志賀町及び押水町、鹿島郡鳥屋町、鹿島町及び鹿西町、鳳至郡穴水町、門前町、能都町及び柳田村並びに珠洲郡内浦町の全域並びに金沢市の区域の一部（中山間地域）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第二に定めるところによる。）　農家民宿における簡易な消防用設備等の容認事業（四〇七）及び地方公共団体及び農業協同組合以外の者による特定農地貸付け事業（一〇〇二）

○内閣府告示第九百九十四号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成十五年十二月五日内閣府告示第二百十八号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を取り消したので、同法第九条第三項において準用する同法第四条第十一項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成十七年十二月六日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画の認定を取り消した日　平成十七年十一月二十二日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　石川県

三　構造改革特別区域の名称　河北潟干拓地農業活性化特区

四　構造改革特別区域の範囲　金沢市及びかほく市並びに石川県河北郡津幡町及び内灘町の区域の一部（国営河北潟干拓事業における農地造成地）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第二に定めるところによる。）　地方公共団体又は農地保有合理化法人による農地又は採草放牧

地の特定法人への貸付け事業（一〇〇一）及び地方公共団体及び農業協同組合以外の者による特定農地貸付け事業（一〇〇二）

○内閣府告示第九百九十五号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成十六年十二月十七日内閣府告示第三百二十三号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を取り消したので、同法第九条第三項において準用する同法第四条第十一項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成十七年十二月六日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画の認定を取り消した日　平成十七年十一月二十二日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　羽咋市

三　構造改革特別区域の名称　羽咋のとっても簡単就農特区

四　構造改革特別区域の範囲　羽咋市の区域の一部（羽咋市神子原地区・邑知地区・寺家町・滝町・一ノ宮町・上甘田地区）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第二に定めるところによる。）　農地の権利取得後の下限面積要件の特例設定基準の弾力化によ

る農地の利用増進事業（一〇〇六）

○内閣府告示第九百九十六号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき、平成十六年三月二十九日内閣府告示第四十七号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を取り消したので、同法第九条第三項において準用する同法第四条第十一項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき、次のとおり公示する。

平成十七年十二月六日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画の認定を取り消した日　平成十七年十一月二十二日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　福井県

三　構造改革特別区域の名称　福井型エコ・グリーンツーリズム推進特区

四　構造改革特別区域の範囲　福井県今立郡今立町及び遠敷郡上中町の全域

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第二に定めるところによる。）　農家民宿における簡易な消防用設備等の容認事業（四〇七）及

び地方公共団体及び農業協同組合以外の者による特定農地貸付け事業（一〇〇二）

○内閣府告示第九百九十七号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき、平成十六年十二月十七日内閣府告示第三百二十五号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を取り消したので、同法第九条第三項において準用する同法第四条第十一項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき、次のとおり公示する。

平成十七年十二月六日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画の認定を取り消した日　平成十七年十一月二十二日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　あわら市

三　構造改革特別区域の名称　あわら市幼児教育推進特区

四　構造改革特別区域の範囲　あわら市の区域の一部（旧芦原町）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本

方針別表第二に定めるところによる。）　幼稚園における幼稚園児及び保育所児等の合同活動事業（八〇七）及び保育所における保育所児及び幼稚園児の合同活動事業（九一四）

○内閣府告示第九百九十八号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成十五年五月一日内閣府告示第三十四号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を取り消したので、同法第九条第三項において準用する同法第四条第十一項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成十七年十二月六日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画の認定を取り消した日　平成十七年十一月二十二日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　山梨県

三　構造改革特別区域の名称　ワイン産業振興特区

四　構造改革特別区域の範囲　塩山市及び山梨市並びに山梨県東山梨郡春日居町、牧丘町、三富村、勝沼町及び大和村並びに東八代郡石和町、御坂町、一宮町、八代町、境川村、中道町、芦川村及び豊富村の全域

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第二に定めるところによる。）　地方公共団体又は農地保有合理化法人による農地又は採草放牧

地の特定法人への貸付け事業（一〇〇一）

○内閣府告示第九百九十九号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成十五年五月二十九日内閣府告示第九十四号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を取り消したので、同法第九条第三項において準用する同法第四条第十一項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成十七年十二月六日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画の認定を取り消した日　平成十七年十一月二十二日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　山梨市

三　構造改革特別区域の名称　山梨市農地いきいき特区

四　構造改革特別区域の範囲　山梨市の区域の一部（笛吹川右岸区域）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第二に定めるところによる。）　地方公共団体又は農地保有合理化法人による農地又は採草放牧

地の特定法人への貸付け事業（一〇〇一）及び地方公共団体及び農業協同組合以外の者による特定農地貸付け事業（一〇〇二）

○内閣府告示第千号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成十六年十二月十七日内閣府告示第三百二十七号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を取り消したので、同法第九条第三項において準用する同法第四条第十一項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成十七年十二月六日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画の認定を取り消した日　平成十七年十一月二十二日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　大月市

三　構造改革特別区域の名称　大月エコの里特区

四　構造改革特別区域の範囲　大月市の区域の一部（富浜町鳥沢地内中野・山谷地区）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第二に定めるところによる。）　地方公共団体又は農地保有合理化法人による農地又は採草放牧

地の特定法人への貸付け事業（一〇〇一）

○内閣府告示第千一号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成十六年十二月十七日内閣府告示第三百二十八号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を取り消したので、同法第九条第三項において準用する同法第四条第十一項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成十七年十二月六日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画の認定を取り消した日　平成十七年十一月二十二日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　南アルプス市

三　構造改革特別区域の名称　南アルプス市農地有効利用活性化特区

四　構造改革特別区域の範囲　南アルプス市の区域の一部（旧御影村のうち六科地区、旧巨摩町のうち飯野地区、旧百田村のうち百々地区、旧源村、旧芦安村、旧小笠原町、旧榊村、旧野之瀬村、旧落合村及び旧大井村）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本

方針別表第二に定めるところによる。）

農地の権利取得後の下限面積要件の特例設定基準の弾力化による農地の利用増進事業（一〇〇六）

○内閣府告示第千二号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき、平成十六年十二月十七日内閣府告示第三百二十九号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を取り消したので、同法第九条第三項において準用する同法第四条第十一項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき、次のとおり公示する。

平成十七年十二月六日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画の認定を取り消した日　平成十七年十一月二十二日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　山梨県西八代郡六郷町

三　構造改革特別区域の名称　六郷町幼保一元化特区

四　構造改革特別区域の範囲　山梨県西八代郡六郷町の全域

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第二に定めるところによる。）　幼稚園における幼稚園児及び保育所児等の合同活動事業（八〇

七）及び保育所における保育所児及び幼稚園児の合同活動事業（九一四）

○内閣府告示第千三号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成十五年十二月五日内閣府告示第二百十九号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を取り消したので、同法第九条第三項において準用する同法第四条第十一項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成十七年十二月六日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画の認定を取り消した日　平成十七年十一月二十二日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　山梨県北巨摩郡小淵沢町

三　構造改革特別区域の名称　こぶちさわアグリルネッサンス特区

四　構造改革特別区域の範囲　山梨県北巨摩郡小淵沢町の全域

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第二に定めるところによる。）　地方公共団体又は農地保有合理化法人による農地又は採草放牧地の特定法人への貸付け事業（一〇〇一）及び地方公共団体及び農業協同組合以外の者による特定農地貸

付け事業（一〇〇二）

○内閣府告示第千四号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成十六年十二月十七日内閣府告示第三百三十号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を取り消したので、同法第九条第三項において準用する同法第四条第十一項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成十七年十二月六日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画の認定を取り消した日　平成十七年十一月二十二日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　山梨県南都留郡山中湖村

三　構造改革特別区域の名称　山中湖観光農業推進特区

四　構造改革特別区域の範囲　山梨県南都留郡山中湖村の全域

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第二に定めるところによる。）　地方公共団体又は農地保有合理化法人による農地又は採草放牧地の特定法人への貸付け事業（一〇〇一）

○内閣府告示第千五号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成十七年四月二十八日内閣府告示第百六十三号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を取り消したので、同法第九条第三項において準用する同法第四条第十一項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成十七年十二月六日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画の認定を取り消した日　平成十七年十一月二十二日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　長野県及び松本市

三　構造改革特別区域の名称　松本市梓川地域活性化特区

四　構造改革特別区域の範囲　松本市の区域の一部（旧梓川村）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第二に定めるところによる。）　地方公共団体又は農地保有合理化法人による農地又は採草放牧地の特定法人への貸付け事業（一〇〇一）

○内閣府告示第千六号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成十五年五月二十九日内閣府告示第九十七号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を取り消したので、同法第九条第三項において準用する同法第四条第十一項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成十七年十二月六日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画の認定を取り消した日　平成十七年十一月二十二日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　長野県及び長野県下伊那郡売木村

三　構造改革特別区域の名称　売木村ふれあい交流農園特区

四　構造改革特別区域の範囲　長野県下伊那郡売木村の全域

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第二に定めるところによる。）　地方公共団体及び農業協同組合以外の者による特定農地貸付け事業（一〇〇二）

○内閣府告示第千七号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成十五年五月二十九日内閣府告示第九十八号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を取り消したので、同法第九条第三項において準用する同法第四条第十一項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成十七年十二月六日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画の認定を取り消した日　平成十七年十一月二十二日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　長野県及び長野県下伊那郡大鹿村

三　構造改革特別区域の名称　大鹿村中山間地農業活性化特区

四　構造改革特別区域の範囲　長野県下伊那郡大鹿村の全域

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第二に定めるところによる。）　地方公共団体又は農地保有合理化法人による農地又は採草放牧地の特定法人への貸付け事業（一〇〇一）

○内閣府告示第千八号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成十五年五月二十九日内閣府告示第九十九号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を取り消したので、同法第九条第三項において準用する同法第四条第十一項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成十七年十二月六日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画の認定を取り消した日　平成十七年十一月二十二日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　長野県及び長野県木曽郡木曽福島町

三　構造改革特別区域の名称　木曽福島町都市農村交流特区

四　構造改革特別区域の範囲　長野県木曽郡木曽福島町の区域の一部（旧新開村）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第二に定めるところによる。）　地方公共団体又は農地保有合理化法人による農地又は採草放牧

地の特定法人への貸付け事業（一〇〇一）

○内閣府告示第千九号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成十五年五月二十九日内閣府告示第百号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を取り消したので、同法第九条第三項において準用する同法第四条第十一項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成十七年十二月六日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画の認定を取り消した日　平成十七年十一月二十二日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　長野県及び長野県東筑摩郡波田町

三　構造改革特別区域の名称　波田町都市農村交流特区

四　構造改革特別区域の範囲　長野県東筑摩郡波田町の全域

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第二に定めるところによる。）　地方公共団体及び農業協同組合以外の者による特定農地貸付け事業（一〇〇二）

○内閣府告示第千十号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、平成十七年四月四日内閣府告示第七十五号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を取り消したので、同条に規定する措置に基づき、次のとおり公示する。

平成十七年十二月六日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画の認定を取り消した日　平成十七年十一月二十二日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　長野県

三　構造改革特別区域の名称　信州国際物流特区

四　構造改革特別区域の範囲　上田市、伊那市、駒ヶ根市及び東御市並びに長野県上伊那郡南箕輪村の全域

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第二に定めるところによる。）　距離基準の延長による保税蔵置場の設置促進事業（七〇六）

○内閣府告示第千十一号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成十七年一月三十一日内閣府告示第四号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を取り消したので、同法第九条第三項において準用する同法第四条第十一項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成十七年十二月六日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画の認定を取り消した日　平成十七年十一月二十二日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　長野市

三　構造改革特別区域の名称　信州豊野ぬくもり特区

四　構造改革特別区域の範囲　長野市の区域の一部（長野市豊野町）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第二に定めるところによる。）　地方公共団体及び農業協同組合以外の者による特定農地貸付け

事業（一〇〇二）及び農地の権利取得後の下限面積要件の特例設定基準の弾力化による農地の利用増進事業（一〇〇六）

○内閣府告示第千十二号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき、平成十七年四月二十八日内閣府告示第百六十一号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を取り消したので、同法第九条第三項において準用する同法第四条第十一項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき、次のとおり公示する。

平成十七年十二月六日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画の認定を取り消した日　平成十七年十一月二十二日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　中野市

三　構造改革特別区域の名称　信州中野ふるさと交流特区

四　構造改革特別区域の範囲　中野市の区域の一部（旧中野市）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第二に定めるところによる。）　農家民宿における簡易な消防用設備等の容認事業（四〇七）及

び地方公共団体及び農業協同組合以外の者による特定農地貸付け事業（一〇〇二）

○内閣府告示第千十三号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成十七年四月二十八日内閣府告示第百六十号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を取り消したので、同法第九条第三項において準用する同法第四条第十一項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成十七年十二月六日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画の認定を取り消した日　平成十七年十一月二十二日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　佐久市

三　構造改革特別区域の名称　コスモス街道ふるさと農園特区

四　構造改革特別区域の範囲　佐久市の区域の一部（旧内山村）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第二に定めるところによる。）　地方公共団体及び農業協同組合以外の者による特定農地貸付け事業（一〇〇二）

○内閣府告示第千十四号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成十七年四月二十八日内閣府告示第百六十二号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を取り消したので、同法第九条第三項において準用する同法第四条第十一項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成十七年十二月六日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画の認定を取り消した日　平成十七年十一月二十二日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　佐久市

三　構造改革特別区域の名称　浅科故郷づくり特区

四　構造改革特別区域の範囲　佐久市の区域の一部（旧浅科村）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第二に定めるところによる。）　農地の権利取得後の下限面積要件の特例設定基準の弾力化による農地の利用増進事業（一〇〇六）

○内閣府告示第千十五号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成十五年十二月五日内閣府告示第二百二十号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を取り消したので、同法第九条第三項において準用する同法第四条第十一項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成十七年十二月六日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画の認定を取り消した日　平成十七年十一月二十二日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　長野県北佐久郡立科町

三　構造改革特別区域の名称　都市農村交流空間創造特区

四　構造改革特別区域の範囲　長野県北佐久郡立科町の全域

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第二に定めるところによる。）　農業生産法人の行う農業関連事業の拡大事業（一〇〇五）

○内閣府告示第千十六号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成十六年十二月十七日内閣府告示第三百三十四号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を取り消したので、同法第九条第三項において準用する同法第四条第十一項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成十七年十二月六日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画の認定を取り消した日　平成十七年十一月二十二日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　長野県上伊那郡高遠町

三　構造改革特別区域の名称　信州高遠花いっぱい特区

四　構造改革特別区域の範囲　長野県上伊那郡高遠町の全域

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第二に定めるところによる。）　地方公共団体又は農地保有合理化法人による農地又は採草放牧地の特定法人への貸付け事業（一〇〇一）

○内閣府告示第千十七号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき、平成十五年十二月五日内閣府告示第二百七十八号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を取り消したので、同法第九条第三項において準用する同法第四条第十一項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき、次のとおり公示する。

平成十七年十二月六日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画の認定を取り消した日　平成十七年十一月二十二日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　長野県上高井郡小布施町

三　構造改革特別区域の名称　信州おぶせ緑のかけ橋特区

四　構造改革特別区域の範囲　長野県上高井郡小布施町の全域

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第二に定めるところによる。）　農家民宿における簡易な消防用設備等の容認事業（四〇七）及

び農地の権利取得後の下限面積要件の特例設定基準の弾力化による農地の利用増進事業（一〇〇六）

○内閣府告示第千十八号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成十六年六月二十八日内閣府告示第百九十九号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を取り消したので、同法第九条第三項において準用する同法第四条第十一項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成十七年十二月六日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画の認定を取り消した日　平成十七年十一月二十二日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　長野県下高井郡山ノ内町

三　構造改革特別区域の名称　北信州やまのうち・よってかっしゃい！農業特区

四　構造改革特別区域の範囲　長野県下高井郡山ノ内町の全域

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第二に定めるところによる。）　地方公共団体及び農業協同組合以外の者による特定農地貸付け事業（一〇〇二）及び農地の権利取得後の下限面積要件の特例設定基準の弾力化による農地の利用増進事

業（一〇〇六）

○内閣府告示第千十九号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成十六年六月二十八日内閣府告示第二百二号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を取り消したので、同法第九条第三項において準用する同法第四条第十一項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成十七年十二月六日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画の認定を取り消した日　平成十七年十一月二十二日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　長野県上水内郡牟礼村

三　構造改革特別区域の名称　牟礼村地域活性化特区

四　構造改革特別区域の範囲　長野県上水内郡牟礼村の全域

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第二に定めるところによる。）　地方公共団体又は農地保有合理化法人による農地又は採草放牧地の特定法人への貸付け事業（一〇〇一）

○内閣府告示第千二十号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、平成十五年九月五日内閣府告示第百五十九号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を取り消したので、同条に規定する措置に基づき、次のとおり公示する。

平成十七年十二月六日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画の認定を取り消した日　平成十七年十一月二十二日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　大垣市

三　構造改革特別区域の名称　ほほえみスタディサポート特区

四　構造改革特別区域の範囲　大垣市の全域

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第二に定めるところによる。）　ＩＴ等の活用による不登校児童生徒の学習機会拡大事業（八〇五）

○内閣府告示第千二十一号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき、平成十六年十二月十七日内閣府告示第三百三十七号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を取り消したので、同法第九条第三項において準用する同法第四条第十一項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき、次のとおり公示する。

平成十七年十二月六日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画の認定を取り消した日　平成十七年十一月二十二日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　大垣市

三　構造改革特別区域の名称　大垣市幼保一体化運営特区

四　構造改革特別区域の範囲　大垣市の全域

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第二に定めるところによる。）　幼稚園における幼稚園児及び保育所児等の合同活動事業（八〇

七）、幼稚園と保育所の保育室の共用化事業（八二三）、保育所と合同活動を行う場合の幼稚園の面積基準の特例事業（八三一）、保育所における保育所児及び幼稚園児の合同活動事業（九一四）及び幼稚園と保育所の保育室の共用化事業（九二一）

○内閣府告示第千二十二号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成十七年二月二十八日内閣府告示第十四号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を取り消したので、同法第九条第三項において準用する同法第四条第十一項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成十七年十二月六日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画の認定を取り消した日　平成十七年十一月二十二日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　高山市

三　構造改革特別区域の名称　国府町生き活き農業特区

四　構造改革特別区域の範囲　高山市の区域の一部（旧国府町）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第二に定めるところによる。）　地方公共団体又は農地保有合理化法人による農地又は採草放牧地の特定法人への貸付け事業（一〇〇一）

○内閣府告示第千二十三号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、平成十五年五月二十九日内閣府告示第百八号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を取り消したので、同条に規定する措置に基づき、次のとおり公示する。

平成十七年十二月六日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画の認定を取り消した日　平成十七年十一月二十二日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　多治見市

三　構造改革特別区域の名称　キキョウ学習特区

四　構造改革特別区域の範囲　多治見市の全域

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第二に定めるところによる。）　ＩＴ等の活用による不登校児童生徒の学習機会拡大事業（八〇五）

○内閣府告示第千二十四号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、平成十五年五月二十九日内閣府告示第百九号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を取り消したので、同条に規定する措置に基づき、次のとおり公示する。

平成十七年十二月六日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画の認定を取り消した日　平成十七年十一月二十二日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　可児市

三　構造改革特別区域の名称　ＩＴ等を活用した学校復帰支援特区

四　構造改革特別区域の範囲　可児市の全域

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第二に定めるところによる。）　ＩＴ等の活用による不登校児童生徒の学習機会拡大事業（八〇五）

○内閣府告示第千二十五号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき、平成十五年五月一日内閣府告示第三十八号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を取り消したので、同法第九条第三項において準用する同法第四条第十一項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき、次のとおり公示する。

平成十七年十二月六日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画の認定を取り消した日　平成十七年十一月二十二日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　静岡県

三　構造改革特別区域の名称　国際港湾交流特区

四　構造改革特別区域の範囲　静岡市の区域の一部（清水港臨港地区）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本

方針別表第二に定めるところによる。）　臨時開庁手数料の軽減による貿易の促進事業（七〇一）及び税関の執務時間外における通関体制の整備による貿易の促進事業（七〇二）

○内閣府告示第千二十六号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成十七年四月四日内閣府告示第八十二号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を取り消したので、同法第九条第三項において準用する同法第四条第十一項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成十七年十二月六日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画の認定を取り消した日　平成十七年十一月二十二日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　浜松市

三　構造改革特別区域の名称　元気なはままつ農業特区

四　構造改革特別区域の範囲　浜松市の区域の一部（農業振興地域内の農用地区域）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第二に定めるところによる。）　地方公共団体又は農地保有合理化法人による農地又は採草放牧

地の特定法人への貸付け事業（一〇〇一）

○内閣府告示第千二十七号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき、平成十七年四月二十八日内閣府告示第百六十五号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を取り消したので、同法第九条第三項において準用する同法第四条第十一項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき、次のとおり公示する。

平成十七年十二月六日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画の認定を取り消した日　平成十七年十一月二十二日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　沼津市

三　構造改革特別区域の名称　戸田幼保教育特区

四　構造改革特別区域の範囲　沼津市の区域の一部（旧戸田村）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第二に定めるところによる。）　幼稚園における幼稚園児及び保育所児等の合同活動事業（八〇

七）、保育所における保育所児及び幼稚園児の合同活動事業（九一四）及び保育の実施に係る事務の教育委員会への委任事業（九一六）

○内閣府告示第千二十八号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき、平成十五年十二月五日内閣府告示第二百二十七号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を取り消したので、同法第九条第三項において準用する同法第四条第十一項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき、次のとおり公示する。

平成十七年十二月六日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画の認定を取り消した日　平成十七年十一月二十二日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　掛川市

三　構造改革特別区域の名称　保育一元・幼保一元特区

四　構造改革特別区域の範囲　掛川市の全域

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第二に定めるところによる。）　幼稚園における幼稚園児及び保育所児等の合同活動事業（八〇

七）、保育所における保育所児及び幼稚園児の合同活動事業（九一四）及び保育の実施に係る事務の教育委員会への委任事業（九一六）

○内閣府告示第千二十九号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成十六年三月二十九日内閣府告示第五十七号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を取り消したので、同法第九条第三項において準用する同法第四条第十一項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成十七年十二月六日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画の認定を取り消した日　平成十七年十一月二十二日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　愛知県及び豊田市

三　構造改革特別区域の名称　農ライフ創生特区

四　構造改革特別区域の範囲　豊田市の区域のうち農業振興地域

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第二に定めるところによる。）　地方公共団体及び農業協同組合以外の者による特定農地貸付け事業（一〇〇二）及び農地の権利取得後の下限面積要件の特例設定基準の弾力化による農地の利用増進事

業（一〇〇六）

○内閣府告示第千三十号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成十六年十二月十七日内閣府告示第三百十四号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を取り消したので、同法第九条第三項において準用する同法第四条第十一項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成十七年十二月六日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画の認定を取り消した日　平成十七年十一月二十二日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　愛知県愛知郡長久手町

三　構造改革特別区域の名称　長久手田園バレー特区

四　構造改革特別区域の範囲　愛知県愛知郡長久手町の全域

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第二に定めるところによる。）　地方公共団体又は農地保有合理化法人による農地又は採草放牧地の特定法人への貸付け事業（一〇〇一）及び地方公共団体及び農業協同組合以外の者による特定農地貸

付け事業（一〇〇二）

○内閣府告示第千三十一号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき、平成十六年十二月十七日内閣府告示第三百九十四号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を取り消したので、同法第九条第三項において準用する同法第四条第十一項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき、次のとおり公示する。

平成十七年十二月六日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画の認定を取り消した日　平成十七年十一月二十二日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　名古屋港管理組合

三　構造改革特別区域の名称　名古屋港産業ハブ特区

四　構造改革特別区域の範囲　名古屋港臨港地区（詳細は内閣府において閲覧に供する。）

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第二に定めるところによる。）　臨時開庁手数料の軽減による貿易の促進事業（七〇一）、税関

の執務時間外における通関体制の整備による貿易の促進事業（七〇二）及び自動車の回送運行時における仮ナンバー表示の柔軟化事業（一二〇四）

○内閣府告示第千三十二号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき、平成十六年六月二十一日内閣府告示第百四十五号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を取り消したので、同法第九条第三項において準用する同法第四条第十一項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき、次のとおり公示する。

平成十七年十二月六日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画の認定を取り消した日　平成十七年十一月二十二日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　三重県、四日市市及び四日市港管理組合

三　構造改革特別区域の名称　技術集積活用型産業再生特区

四　構造改革特別区域の範囲　四日市市並びに三重県三重郡川越町及び楠町の全域

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第二に定めるところによる。）　石油コンビナート等特別防災区域内事業所の多様な安全確保措

置による施設配置等事業（四〇八及び一一二〇）、臨時開庁手数料の軽減による貿易の促進事業（七〇一）、税関の執務時間外における通関体制の整備による貿易の促進事業（七〇二）及び一般用電気工作物への位置付けによる家庭用燃料電池発電設備導入事業（一一〇四）

○内閣府告示第千三十三号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、平成十七年七月二十六日内閣府告示第六百十九号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を取り消したので、同条に規定する措置に基づき、次のとおり公示する。

平成十七年十二月六日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画の認定を取り消した日　平成十七年十一月二十二日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　津市及び三重県安芸郡河芸町

三　構造改革特別区域の名称　複合型産業集積特区

四　構造改革特別区域の範囲　津市及び三重県安芸郡河芸町の区域の一部（中勢北部サイエンスシティ）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第二に定めるところによる。）　外国企業支店等開設促進事業（五〇九）

○内閣府告示第千三十四号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき、平成十六年十二月十七日内閣府告示第三百四十六号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を取り消したので、同法第九条第三項において準用する同法第四条第十一項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき、次のとおり公示する。

平成十七年十二月六日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画の認定を取り消した日　平成十七年十一月二十二日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　四日市市

三　構造改革特別区域の名称　塩浜地区公立園幼保一体化特区

四　構造改革特別区域の範囲　四日市市の区域の一部（塩浜地区）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本

方針別表第二に定めるところによる。）　幼稚園における幼稚園児及び保育所児等の合同活動事業（八〇七）、幼稚園と保育所の保育室の共用化事業（八二三）、保育所と合同活動を行う場合の幼稚園の面積基準の特例事業（八三一）、保育所における保育所児及び幼稚園児の合同活動事業（九一四）及び幼稚園と保育所の保育室の共用化事業（九二一）

○内閣府告示第千三十五号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成十六年十月十二日内閣府告示第二百六十四号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を取り消したので、同法第九条第三項において準用する同法第四条第十一項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成十七年十二月六日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画の認定を取り消した日　平成十七年十一月二十二日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　志摩市

三　構造改革特別区域の名称　志摩自然学校特区

四　構造改革特別区域の範囲　志摩市の区域の一部（旧阿児町）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第二に定めるところによる。）　地方公共団体又は農地保有合理化法人による農地又は採草放牧地の特定法人への貸付け事業（一〇〇一）

○内閣府告示第千三十六号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成十六年三月二十九日内閣府告示第五十八号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を取り消したので、同法第九条第三項において準用する同法第四条第十一項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成十七年十二月六日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画の認定を取り消した日　平成十七年十一月二十二日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　三重県多気郡明和町

三　構造改革特別区域の名称　明和町幼保一体的運営特区

四　構造改革特別区域の範囲　三重県多気郡明和町の全域

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第二に定めるところによる。）　幼稚園における幼稚園児及び保育所児等の合同活動事業（八〇七）

○内閣府告示第千三十七号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、平成十七年四月四日内閣府告示第百二十一号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を取り消したので、同条に規定する措置に基づき、次のとおり公示する。

平成十七年十二月六日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画の認定を取り消した日　平成十七年十一月二十二日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　滋賀県

三　構造改革特別区域の名称　滋賀県国際物流特区

四　構造改革特別区域の範囲　彦根市、長浜市、甲賀市、東近江市及び米原市並びに滋賀県蒲生郡日野町、神崎郡能登川町、愛知郡愛知川町、犬上郡豊郷町及び多賀町並びに坂田郡近江町の全域

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第二に定めるところによる。）　距離基準の延長による保税蔵置場の設置促進事業（七〇六）

○内閣府告示第千三十八号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成十五年十二月五日内閣府告示第二百三十三号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を取り消したので、同法第九条第三項において準用する同法第四条第十一項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成十七年十二月六日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画の認定を取り消した日　平成十七年十一月二十二日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　京都市

三　構造改革特別区域の名称　京都市不登校生徒学習支援特区

四　構造改革特別区域の範囲　京都市の全域

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第二に定めるところによる。）　不登校児童生徒対象学校設置に係る教育課程弾力化事業（八〇三（八一八））

○内閣府告示第千三十九号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき、平成十六年十二月十七日内閣府告示第三百四十九号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を取り消したので、同法第九条第三項において準用する同法第四条第十一項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき、次のとおり公示する。

平成十七年十二月六日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画の認定を取り消した日　平成十七年十一月二十二日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　舞鶴市

三　構造改革特別区域の名称　まいづる『グリーンツーリズムの郷』創造特区

四　構造改革特別区域の範囲　舞鶴市の区域のうち農業振興地域

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第二に定めるところによる。）　農家民宿における簡易な消防用設備等の容認事業（四〇七）、

地方公共団体又は農地保有合理化法人による農地又は採草放牧地の特定法人への貸付け事業（一〇〇一）、地方公共団体及び農業協同組合以外の者による特定農地貸付け事業（一〇〇二）及び農地の権利取得後の下限面積要件の特例設定基準の弾力化による農地の利用増進事業（一〇〇六）

○内閣府告示第千四十号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき、平成十五年十二月五日内閣府告示第二百八十一号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を取り消したので、同法第九条第三項において準用する同法第四条第十一項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき、次のとおり公示する。

平成十七年十二月六日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画の認定を取り消した日　平成十七年十一月二十二日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　綾部市

三　構造改革特別区域の名称　綾部市農村交流促進特区

四　構造改革特別区域の範囲　綾部市の区域のうち市街化区域を除く区域（詳細は内閣府において閲覧に供する。）

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本

方針別表第二に定めるところによる。）　農家民宿における簡易な消防用設備等の容認事業（四〇七）、地方公共団体及び農業協同組合以外の者による特定農地貸付け事業（一〇〇二）及び農地の権利取得後の下限面積要件の特例設定基準の弾力化による農地の利用増進事業（一〇〇六）

○内閣府告示第千四十一号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成十五年五月二十九日内閣府告示第百十六号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を取り消したので、同法第九条第三項において準用する同法第四条第十一項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成十七年十二月六日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画の認定を取り消した日　平成十七年十一月二十二日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　亀岡市

三　構造改革特別区域の名称　都市・農村ふれあい交流特区

四　構造改革特別区域の範囲　亀岡市の全域

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第二に定めるところによる。）　地方公共団体及び農業協同組合以外の者による特定農地貸付け事業（一〇〇二）

○内閣府告示第千四十二号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成十六年十二月十七日内閣府告示第三百五十号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を取り消したので、同法第九条第三項において準用する同法第四条第十一項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成十七年十二月六日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画の認定を取り消した日　平成十七年十一月二十二日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　京都府相楽郡山城町

三　構造改革特別区域の名称　山城町農地いきいき活性化特区

四　構造改革特別区域の範囲　京都府相楽郡山城町の全域

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第二に定めるところによる。）　農地の権利取得後の下限面積要件の特例設定基準の弾力化による農地の利用増進事業（一〇〇六）

○内閣府告示第千四十三号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成十七年七月八日内閣府告示第百九十号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を取り消したので、同法第九条第三項において準用する同法第四条第十一項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成十七年十二月六日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画の認定を取り消した日　平成十七年十一月二十二日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　大阪府、堺市、岸和田市、高槻市、枚方市、茨木市、富田林市、和泉市及び大阪狭山市並びに大阪府三島郡島本町及び豊能郡豊能町

三　構造改革特別区域の名称　大阪をたがやそう特区

四　構造改革特別区域の範囲　堺市、岸和田市、高槻市、枚方市、茨木市、富田林市、和泉市及び大阪狭山市並びに大阪府三島郡島本町及び豊能郡豊能町の全域

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本

方針別表第二に定めるところによる。）　地方公共団体及び農業協同組合以外の者による特定農地貸付け事業（一〇〇二）及び農地の権利取得後の下限面積要件の特例設定基準の弾力化による農地の利用増進事業（一〇〇六）

○内閣府告示第千四十四号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき、平成十六年十二月十七日内閣府告示第三百五十二号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を取り消したので、同法第九条第三項において準用する同法第四条第十一項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき、次のとおり公示する。

平成十七年十二月六日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画の認定を取り消した日　平成十七年十一月二十二日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　大阪狭山市

三　構造改革特別区域の名称　大阪狭山市幼・保一元化特区

四　構造改革特別区域の範囲　大阪狭山市の全域

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第二に定めるところによる。）　幼稚園における幼稚園児及び保育所児等の合同活動事業（八〇

七）及び保育所における保育所児及び幼稚園児の合同活動事業（九一四）

○内閣府告示第千四十五号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成十七年四月二十八日内閣府告示第百七十号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を取り消したので、同法第九条第三項において準用する同法第四条第十一項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成十七年十二月六日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画の認定を取り消した日　平成十七年十一月二十二日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　兵庫県及び淡路市

三　構造改革特別区域の名称　自然産業特区

四　構造改革特別区域の範囲　淡路市の区域の一部（詳細は内閣府において閲覧に供する。）

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第二に定めるところによる。）　地方公共団体又は農地保有合理化法人による農地又は採草放牧地の特定法人への貸付け事業（一〇〇一）及び地方公共団体及び農業協同組合以外の者による特定農地貸

付け事業（一〇〇二）

○内閣府告示第千四十六号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき、平成十六年六月二十八日内閣府告示第二百十六号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を取り消したので、同法第九条第三項において準用する同法第四条第十一項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき、次のとおり公示する。

平成十七年十二月六日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画の認定を取り消した日　平成十七年十一月二十二日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　加古川市

三　構造改革特別区域の名称　加古川市就学前教育モデル特区

四　構造改革特別区域の範囲　加古川市の区域の一部（志方町）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第二に定めるところによる。）　幼稚園における幼稚園児及び保育所児等の合同活動事業（八〇

七）及び保育所における保育所児及び幼稚園児の合同活動事業（九一四）

○内閣府告示第千四十七号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、平成十五年十二月五日内閣府告示第二百三十七号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を取り消したので、同条に規定する措置に基づき、次のとおり公示する。

平成十七年十二月六日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画の認定を取り消した日　平成十七年十一月二十二日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　加西市

三　構造改革特別区域の名称　加西市幼児園特区

四　構造改革特別区域の範囲　加西市の全域

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第二に定めるところによる。）　保育所における保育所児及び幼稚園児の合同活動事業（九一四）

○内閣府告示第千四十八号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成十六年三月二十九日内閣府告示第六十六号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を取り消したので、同法第九条第三項において準用する同法第四条第十一項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成十七年十二月六日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画の認定を取り消した日　平成十七年十一月二十二日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　兵庫県養父郡大屋町

三　構造改革特別区域の名称　有機の里特区

四　構造改革特別区域の範囲　兵庫県養父郡大屋町の全域

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第二に定めるところによる。）　農地の権利取得後の下限面積要件の特例設定基準の弾力化による農地の利用増進事業（一〇〇六）

○内閣府告示第千四十九号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成十六年十一月十七日内閣府告示第二百八十一号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を取り消したので、同法第九条第三項において準用する同法第四条第十一項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成十七年十二月六日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画の認定を取り消した日　平成十七年十一月二十二日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　丹波市

三　構造改革特別区域の名称　環境保全型農業等推進特区

四　構造改革特別区域の範囲　丹波市の区域の一部（旧市島町）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第二に定めるところによる。）　地方公共団体又は農地保有合理化法人による農地又は採草放牧地の特定法人への貸付け事業（一〇〇一）及び農地の権利取得後の下限面積要件の特例設定基準の弾力化

による農地の利用増進事業（一〇〇六）

○内閣府告示第千五十号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成十七年四月四日内閣府告示第九十一号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を取り消したので、同法第九条第三項において準用する同法第四条第十一項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成十七年十二月六日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画の認定を取り消した日　平成十七年十一月二十二日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　兵庫県神崎郡神崎町

三　構造改革特別区域の名称　楽農・田舎人特区

四　構造改革特別区域の範囲　兵庫県神崎郡神崎町の区域の一部（新田地区、作畑地区、大畑地区、越知地区、岩屋地区、猪篠地区）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第二に定めるところによる。）　農地の権利取得後の下限面積要件の特例設定基準の弾力化によ

る農地の利用増進事業（一〇〇六）

○内閣府告示第千五十一号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成十六年十二月十七日内閣府告示第三百五十四号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を取り消したので、同法第九条第三項において準用する同法第四条第十一項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成十七年十二月六日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画の認定を取り消した日　平成十七年十一月二十二日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　奈良県及び大和高田市

三　構造改革特別区域の名称　大和高田農地活用・新規就農支援特区

四　構造改革特別区域の範囲　大和高田市の全域

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第二に定めるところによる。）　農地の権利取得後の下限面積要件の特例設定基準の弾力化による農地の利用増進事業（一〇〇六）

○内閣府告示第千五十二号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成十七年七月二十六日内閣府告示第六百号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を取り消したので、同法第九条第三項において準用する同法第四条第十一項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成十七年十二月六日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画の認定を取り消した日　平成十七年十一月二十二日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　奈良県及び御所市

三　構造改革特別区域の名称　御所農地活用・新規就農支援特区

四　構造改革特別区域の範囲　御所市の全域

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第二に定めるところによる。）　農地の権利取得後の下限面積要件の特例設定基準の弾力化による農地の利用増進事業（一〇〇六）

○内閣府告示第千五十三号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成十七年四月四日内閣府告示第九十二号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を取り消したので、同法第九条第三項において準用する同法第四条第十一項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成十七年十二月六日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画の認定を取り消した日　平成十七年十一月二十二日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　奈良県及び香芝市

三　構造改革特別区域の名称　香芝市農地利活用支援特区

四　構造改革特別区域の範囲　香芝市の全域

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第二に定めるところによる。）　農地の権利取得後の下限面積要件の特例設定基準の弾力化による農地の利用増進事業（一〇〇六）

○内閣府告示第千五十四号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成十七年七月二十六日内閣府告示第五百九十九号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を取り消したので、同法第九条第三項において準用する同法第四条第十一項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成十七年十二月六日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画の認定を取り消した日　平成十七年十一月二十二日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　奈良県及び葛城市

三　構造改革特別区域の名称　葛城アグリチャレンジ特区

四　構造改革特別区域の範囲　葛城市の区域のうち市街化調整区域

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第二に定めるところによる。）　農地の権利取得後の下限面積要件の特例設定基準の弾力化による農地の利用増進事業（一〇〇六）

○内閣府告示第千五十五号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成十七年七月二十六日内閣府告示第五百九十八号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を取り消したので、同法第九条第三項において準用する同法第四条第十一項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成十七年十二月六日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画の認定を取り消した日　平成十七年十一月二十二日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　奈良県及び奈良県北葛城郡王寺町

三　構造改革特別区域の名称　王寺・水と緑のやわらぎ共生特区

四　構造改革特別区域の範囲　奈良県北葛城郡王寺町の全域

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第二に定めるところによる。）　農地の権利取得後の下限面積要件の特例設定基準の弾力化による農地の利用増進事業（一〇〇六）

○内閣府告示第千五十六号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成十六年十二月十七日内閣府告示第三百五十五号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を取り消したので、同法第九条第三項において準用する同法第四条第十一項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成十七年十二月六日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画の認定を取り消した日　平成十七年十一月二十二日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　奈良県及び奈良県北葛城郡広陵町

三　構造改革特別区域の名称　元気でやさしい生きがい特区

四　構造改革特別区域の範囲　奈良県北葛城郡広陵町の全域

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第二に定めるところによる。）　地方公共団体及び農業協同組合以外の者による特定農地貸付け事業（一〇〇二）及び農地の権利取得後の下限面積要件の特例設定基準の弾力化による農地の利用増進事

業（一〇〇六）

○内閣府告示第千五十七号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成十七年四月四日内閣府告示第九十三号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を取り消したので、同法第九条第三項において準用する同法第四条第十一項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成十七年十二月六日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画の認定を取り消した日　平成十七年十一月二十二日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　奈良県及び奈良県北葛城郡河合町

三　構造改革特別区域の名称　かわい・水のまほろば創生特区

四　構造改革特別区域の範囲　奈良県北葛城郡河合町の全域

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第二に定めるところによる。）　農地の権利取得後の下限面積要件の特例設定基準の弾力化による農地の利用増進事業（一〇〇六）

○内閣府告示第千五十八号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成十七年四月四日内閣府告示第九十四号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を取り消したので、同法第九条第三項において準用する同法第四条第十一項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成十七年十二月六日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画の認定を取り消した日　平成十七年十一月二十二日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　奈良県及び奈良県吉野郡大淀町

三　構造改革特別区域の名称　大淀農地活用・新規就農支援特区

四　構造改革特別区域の範囲　奈良県吉野郡大淀町の全域

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第二に定めるところによる。）　農地の権利取得後の下限面積要件の特例設定基準の弾力化による農地の利用増進事業（一〇〇六）

○内閣府告示第千五十九号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき、平成十六年三月二十九日内閣府告示第七十号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を取り消したので、同法第九条第三項において準用する同法第四条第十一項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき、次のとおり公示する。

平成十七年十二月六日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画の認定を取り消した日　平成十七年十一月二十二日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　橋本市

三　構造改革特別区域の名称　幼保子育て特区

四　構造改革特別区域の範囲　橋本市の区域の一部（あやの台ニュータウン地区）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本

方針別表第二に定めるところによる。）　幼稚園における幼稚園児及び保育所児等の合同活動事業（八〇七）及び保育所における保育所児及び幼稚園児の合同活動事業（九一四）

○内閣府告示第千六十号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成十五年十二月五日内閣府告示第二百四十号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を取り消したので、同法第九条第三項において準用する同法第四条第十一項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成十七年十二月六日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画の認定を取り消した日　平成十七年十一月二十二日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　和歌山県海草郡野上町

三　構造改革特別区域の名称　農地有効利用活性化特区

四　構造改革特別区域の範囲　和歌山県海草郡野上町の全域

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第二に定めるところによる。）　農地の権利取得後の下限面積要件の特例設定基準の弾力化による農地の利用増進事業（一〇〇六）

○内閣府告示第千六十一号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき、平成十六年三月二十九日内閣府告示第七十一号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を取り消したので、同法第九条第三項において準用する同法第四条第十一項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき、次のとおり公示する。

平成十七年十二月六日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画の認定を取り消した日　平成十七年十一月二十二日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　和歌山県西牟婁郡白浜町

三　構造改革特別区域の名称　幼児園特区

四　構造改革特別区域の範囲　和歌山県西牟婁郡白浜町の全域

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第二に定めるところによる。）　幼稚園における幼稚園児及び保育所児等の合同活動事業（八〇

七）及び保育所における保育所児及び幼稚園児の合同活動事業（九一四）

○内閣府告示第千六十二号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成十五年十二月五日内閣府告示第二百四十一号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を取り消したので、同法第九条第三項において準用する同法第四条第十一項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成十七年十二月六日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画の認定を取り消した日　平成十七年十一月二十二日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　和歌山県東牟婁郡太地町

三　構造改革特別区域の名称　幼保教育特区

四　構造改革特別区域の範囲　和歌山県東牟婁郡太地町の全域

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第二に定めるところによる。）　幼稚園における幼稚園児及び保育所児等の合同活動事業（八〇七）

○内閣府告示第千六十三号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成十六年六月二十八日内閣府告示第二百十九号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を取り消したので、同法第九条第三項において準用する同法第四条第十一項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成十七年十二月六日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画の認定を取り消した日　平成十七年十一月二十二日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　鳥取県日野郡江府町

三　構造改革特別区域の名称　江府町南大山農業活性化ブルーベリー特区

四　構造改革特別区域の範囲　鳥取県日野郡江府町の区域の一部（笠良原地区の一部）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第二に定めるところによる。）　地方公共団体又は農地保有合理化法人による農地又は採草放牧

地の特定法人への貸付け事業（一〇〇一）

○内閣府告示第千六十四号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成十七年四月四日内閣府告示第九十五号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を取り消したので、同法第九条第三項において準用する同法第四条第十一項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成十七年十二月六日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画の認定を取り消した日　平成十七年十一月二十二日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　益田市

三　構造改革特別区域の名称　第二の故郷ますだでお百姓さん農業特区

四　構造改革特別区域の範囲　益田市の区域の一部（詳細は内閣府において閲覧に供する。）

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第二に定めるところによる。）　地方公共団体及び農業協同組合以外の者による特定農地貸付け事業（一〇〇二）

○内閣府告示第千六十五号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成十六年十月十二日内閣府告示第二百六十七号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を取り消したので、同法第九条第三項において準用する同法第四条第十一項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成十七年十二月六日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画の認定を取り消した日　平成十七年十一月二十二日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　江津市

三　構造改革特別区域の名称　桜江農業特区

四　構造改革特別区域の範囲　江津市の区域の一部（旧桜江町）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第二に定めるところによる。）　地方公共団体又は農地保有合理化法人による農地又は採草放牧地の特定法人への貸付け事業（一〇〇一）

○内閣府告示第千六十六号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成十七年四月二十二日内閣府告示第百四十五号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を取り消したので、同法第九条第三項において準用する同法第四条第十一項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成十七年十二月六日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画の認定を取り消した日　平成十七年十一月二十二日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　島根県仁多郡奥出雲町

三　構造改革特別区域の名称　奥出雲来遠（らいおん）の里づくり特区

四　構造改革特別区域の範囲　奥出雲町の区域の一部（旧横田町）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第二に定めるところによる。）　地方公共団体又は農地保有合理化法人による農地又は採草放牧

地の特定法人への貸付け事業（一〇〇一）、地方公共団体及び農業協同組合以外の者による特定農地貸付け事業（一〇〇二）及び農地の権利取得後の下限面積要件の特例設定基準の弾力化による農地の利用増進事業（一〇〇六）

○内閣府告示第千六十七号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成十六年三月二十九日内閣府告示第七十六号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を取り消したので、同法第九条第三項において準用する同法第四条第十一項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成十七年十二月六日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画の認定を取り消した日　平成十七年十一月二十二日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　島根県隠岐郡海士町

三　構造改革特別区域の名称　潮風農業特区

四　構造改革特別区域の範囲　島根県隠岐郡海士町の全域

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第二に定めるところによる。）　地方公共団体又は農地保有合理化法人による農地又は採草放牧地の特定法人への貸付け事業（一〇〇一）

○内閣府告示第千六十八号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成十七年四月八日内閣府告示第百三十号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を取り消したので、同法第九条第三項において準用する同法第四条第十一項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成十七年十二月六日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画の認定を取り消した日　平成十七年十一月二十二日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　岡山県

三　構造改革特別区域の名称　ＩＴ特区

四　構造改革特別区域の範囲　岡山市の全域

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第二に定めるところによる。）　空中線利得を増大した五GHz帯無線アクセスシステムの導入事業

（四〇五）

○内閣府告示第千六十九号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成十六年十二月十七日内閣府告示第三百六十号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を取り消したので、同法第九条第三項において準用する同法第四条第十一項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成十七年十二月六日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画の認定を取り消した日　平成十七年十一月二十二日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　津山市

三　構造改革特別区域の名称　市民農園開設サポート特区

四　構造改革特別区域の範囲　津山市の全域

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第二に定めるところによる。）　地方公共団体及び農業協同組合以外の者による特定農地貸付け事業（一〇〇二）

○内閣府告示第千七十号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成十六年十月十二日内閣府告示第二百六十八号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を取り消したので、同法第九条第三項において準用する同法第四条第十一項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成十七年十二月六日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画の認定を取り消した日　平成十七年十一月二十二日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　高梁市

三　構造改革特別区域の名称　就農支援特区

四　構造改革特別区域の範囲　高梁市の区域の一部（旧川上町）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第二に定めるところによる。）　農地の権利取得後の下限面積要件の特例設定基準の弾力化による農地の利用増進事業（一〇〇六）

○内閣府告示第千七十一号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成十七年四月八日内閣府告示第百三十五号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を取り消したので、同法第九条第三項において準用する同法第四条第十一項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成十七年十二月六日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画の認定を取り消した日　平成十七年十一月二十二日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　真庭市

三　構造改革特別区域の名称　コスモスの里農業チャレンジ特区

四　構造改革特別区域の範囲　真庭市の区域の一部（旧北房町）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第二に定めるところによる。）　農地の権利取得後の下限面積要件の特例設定基準の弾力化による農地の利用増進事業（一〇〇六）

○内閣府告示第千七十二号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成十七年四月二十二日内閣府告示第百四十八号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を取り消したので、同法第九条第三項において準用する同法第四条第十一項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成十七年十二月六日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画の認定を取り消した日　平成十七年十一月二十二日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　真庭市

三　構造改革特別区域の名称　市民農園開設支援特区

四　構造改革特別区域の範囲　真庭市の区域の一部（旧勝山町）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第二に定めるところによる。）　地方公共団体及び農業協同組合以外の者による特定農地貸付け事業（一〇〇二）

○内閣府告示第千七十三号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成十七年四月八日内閣府告示第百三十六号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を取り消したので、同法第九条第三項において準用する同法第四条第十一項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成十七年十二月六日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画の認定を取り消した日　平成十七年十一月二十二日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　美作市

三　構造改革特別区域の名称　東粟倉地区農地活用推進特区

四　構造改革特別区域の範囲　美作市の区域の一部（旧東粟倉村の区域のうち農業振興地域）

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第二に定めるところによる。）　農地の権利取得後の下限面積要件の特例設定基準の弾力化による農地の利用増進事業（一〇〇六）

○内閣府告示第千七十四号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成十五年十二月五日内閣府告示第二百四十六号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を取り消したので、同法第九条第三項において準用する同法第四条第十一項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成十七年十二月六日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画の認定を取り消した日　平成十七年十一月二十二日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　岡山県浅口郡鴨方町

三　構造改革特別区域の名称　鴨方町酒米栽培振興特区

四　構造改革特別区域の範囲　岡山県浅口郡鴨方町の全域

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第二に定めるところによる。）　地方公共団体又は農地保有合理化法人による農地又は採草放牧地の特定法人への貸付け事業（一〇〇一）

○内閣府告示第千七十五号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成十六年六月二十八日内閣府告示第二百二十四号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を取り消したので、同法第九条第三項において準用する同法第四条第十一項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成十七年十二月六日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画の認定を取り消した日　平成十七年十一月二十二日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　岡山県上房郡有漢町

三　構造改革特別区域の名称　有漢町農地有効利用活性化特区

四　構造改革特別区域の範囲　岡山県上房郡有漢町の全域

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第二に定めるところによる。）　農地の権利取得後の下限面積要件の特例設定基準の弾力化による農地の利用増進事業（一〇〇六）

○内閣府告示第千七十六号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成十六年十二月十七日内閣府告示第三百六十一号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を取り消したので、同法第九条第三項において準用する同法第四条第十一項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成十七年十二月六日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画の認定を取り消した日　平成十七年十一月二十二日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　岡山県久米郡久米南町

三　構造改革特別区域の名称　「川柳とエンゼルの里」農地活用推進特区

四　構造改革特別区域の範囲　岡山県久米郡久米南町の全域

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第二に定めるところによる。）　農地の権利取得後の下限面積要件の特例設定基準の弾力化による農地の利用増進事業（一〇〇六）

○内閣府告示第千七十七号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成十七年四月二十二日内閣府告示第百三十八号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を取り消したので、同法第九条第三項において準用する同法第四条第十一項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成十七年十二月六日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画の認定を取り消した日　平成十七年十一月二十二日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　山口県及び長門市

三　構造改革特別区域の名称　山口油谷水田放牧（山口型放牧）特区

四　構造改革特別区域の範囲　長門市の区域の一部（油谷町大字向津具上、大字向津具下、大字川尻（向津具半島））（詳細は内閣府において閲覧に供する。）

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第二に定めるところによる。）　地方公共団体又は農地保有合理化法人による農地又は採草放牧

地の特定法人への貸付け事業（一〇〇一）及び農地の権利取得後の下限面積要件の特例設定基準の弾力化による農地の利用増進事業（一〇〇六）

○内閣府告示第千七十八号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成十七年二月二十八日内閣府告示第二十一号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を取り消したので、同法第九条第三項において準用する同法第四条第十一項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成十七年十二月六日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画の認定を取り消した日　平成十七年十一月二十二日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　下関市

三　構造改革特別区域の名称　とよたアグリビジネス特区

四　構造改革特別区域の範囲　下関市の区域の一部（旧豊田町）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第二に定めるところによる。）　地方公共団体又は農地保有合理化法人による農地又は採草放牧地の特定法人への貸付け事業（一〇〇一）、地方公共団体及び農業協同組合以外の者による特定農地貸付

け事業（一〇〇二）及び農地の権利取得後の下限面積要件の特例設定基準の弾力化による農地の利用増進事業（一〇〇六）

○内閣府告示第千七十九号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき、平成十五年十二月五日内閣府告示第二百四十八号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を取り消したので、同法第九条第三項において準用する同法第四条第十一項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき、次のとおり公示する。

平成十七年十二月六日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画の認定を取り消した日　平成十七年十一月二十二日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　香川県

三　構造改革特別区域の名称　さぬき農村ふれあい特区

四　構造改革特別区域の範囲　香川県小豆郡土庄町、木田郡三木町及び香川郡香南町の全域

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第二に定めるところによる。）　農家民宿における簡易な消防用設備等の容認事業（四〇七）及

び農業生産法人の行う農業関連事業の拡大事業（一〇〇五）

○内閣府告示第千八十号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成十五年五月一日内閣府告示第六十二号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を取り消したので、同法第九条第三項において準用する同法第四条第十一項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成十七年十二月六日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画の認定を取り消した日　平成十七年十一月二十二日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　香川県小豆郡内海町

三　構造改革特別区域の名称　小豆島・内海町オリーブ振興特区

四　構造改革特別区域の範囲　香川県小豆郡内海町の全域

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第二に定めるところによる。）　地方公共団体又は農地保有合理化法人による農地又は採草放牧地の特定法人への貸付け事業（一〇〇一）

○内閣府告示第千八十一号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき、平成十五年十二月五日内閣府告示第二百五十号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を取り消したので、同法第九条第三項において準用する同法第四条第十一項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき、次のとおり公示する。

平成十七年十二月六日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画の認定を取り消した日　平成十七年十一月二十二日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　香川県小豆郡池田町

三　構造改革特別区域の名称　小豆島こどもセンター運営特区

四　構造改革特別区域の範囲　香川県小豆郡池田町の全域

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第二に定めるところによる。）　幼稚園における幼稚園児及び保育所児等の合同活動事業（八〇

七）、保育所における保育所児及び幼稚園児の合同活動事業（九一四）及び保育の実施に係る事務の教育委員会への委任事業（九一六）

○内閣府告示第千八十二号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成十六年十二月十七日内閣府告示第三百六十五号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を取り消したので、同法第九条第三項において準用する同法第四条第十一項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成十七年十二月六日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画の認定を取り消した日　平成十七年十一月二十二日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　新居浜市

三　構造改革特別区域の名称　大島白いも特区

四　構造改革特別区域の範囲　新居浜市の区域の一部（大島地域）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第二に定めるところによる。）　地方公共団体又は農地保有合理化法人による農地又は採草放牧

地の特定法人への貸付け事業（一〇〇一）

○内閣府告示第千八十三号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成十六年三月二十九日内閣府告示第八十四号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を取り消したので、同法第九条第三項において準用する同法第四条第十一項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成十七年十二月六日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画の認定を取り消した日　平成十七年十一月二十二日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　高知県長岡郡大豊町

三　構造改革特別区域の名称　大豊町ゆとり農業推進特区

四　構造改革特別区域の範囲　高知県長岡郡大豊町の全域

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第二に定めるところによる。）　地方公共団体又は農地保有合理化法人による農地又は採草放牧地の特定法人への貸付け事業（一〇〇一）

○内閣府告示第千八十四号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき、平成十六年六月二十八日内閣府告示第二百三十一号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を取り消したので、同法第九条第三項において準用する同法第四条第十一項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき、次のとおり公示する。

平成十七年十二月六日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画の認定を取り消した日　平成十七年十一月二十二日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　佐賀県及び佐賀県西松浦郡有田町

三　構造改革特別区域の名称　有田町こども園特区

四　構造改革特別区域の範囲　佐賀県西松浦郡有田町の全域

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第二に定めるところによる。）　幼稚園における幼稚園児及び保育所児等の合同活動事業（八〇

七）及び保育所における保育所児及び幼稚園児の合同活動事業（九一四）

○内閣府告示第千八十五号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき、平成十六年十二月十七日内閣府告示第三百七十号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を取り消したので、同法第九条第三項において準用する同法第四条第十一項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき、次のとおり公示する。

平成十七年十二月六日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画の認定を取り消した日　平成十七年十一月二十二日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　佐賀県及び佐賀県杵島郡江北町

三　構造改革特別区域の名称　江北町こども園特区

四　構造改革特別区域の範囲　佐賀県杵島郡江北町の全域

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第二に定めるところによる。）　幼稚園における幼稚園児及び保育所児等の合同活動事業（八〇

七）及び保育所における保育所児及び幼稚園児の合同活動事業（九一四）

○内閣府告示第千八十六号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成十七年一月三十一日内閣府告示第七号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を取り消したので、同法第九条第三項において準用する同法第四条第十一項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成十七年十二月六日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画の認定を取り消した日　平成十七年十一月二十二日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　長崎市

三　構造改革特別区域の名称　高島ふれあい農業特区

四　構造改革特別区域の範囲　長崎市の区域の一部（高島全域）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第二に定めるところによる。）　地方公共団体又は農地保有合理化法人による農地又は採草放牧地の特定法人への貸付け事業（一〇〇一）

○内閣府告示第千八十七号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき、平成十六年六月二十八日内閣府告示第二百三十五号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を取り消したので、同法第九条第三項において準用する同法第四条第十一項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき、次のとおり公示する。

平成十七年十二月六日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画の認定を取り消した日　平成十七年十一月二十二日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　長崎県北松浦郡小値賀町

三　構造改革特別区域の名称　「おぢかっ子」共同育成特区

四　構造改革特別区域の範囲　長崎県北松浦郡小値賀町の全域

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第二に定めるところによる。）　幼稚園における幼稚園児及び保育所児等の合同活動事業（八〇

七）、幼稚園と保育所の保育室の共用化事業（八二三）、保育所と合同活動を行う場合の幼稚園の面積基準の特例事業（八三一）、保育所における保育所児及び幼稚園児の合同活動事業（九一四）、保育の実施に係る事務の教育委員会への委任事業（九一六）及び幼稚園と保育所の保育室の共用化事業（九二一）

○内閣府告示第千八十八号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成十七年四月二十二日内閣府告示第百四十号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を取り消したので、同法第九条第三項において準用する同法第四条第十一項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成十七年十二月六日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画の認定を取り消した日　平成十七年十一月二十二日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　菊池市

三　構造改革特別区域の名称　菊池いきいき農業特区

四　構造改革特別区域の範囲　菊池市の区域の一部（旧菊池市）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第二に定めるところによる。）　農地の権利取得後の下限面積要件の特例設定基準の弾力化による農地の利用増進事業（一〇〇六）

○内閣府告示第千八十九号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき、平成十六年六月二十八日内閣府告示第二百三十七号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を取り消したので、同法第九条第三項において準用する同法第四条第十一項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき、次のとおり公示する。

平成十七年十二月六日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画の認定を取り消した日　平成十七年十一月二十二日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　熊本県玉名郡菊水町

三　構造改革特別区域の名称　菊水町夢が輝き未来へ翔く子育て特区

四　構造改革特別区域の範囲　熊本県玉名郡菊水町の全域

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第二に定めるところによる。）　幼稚園における幼稚園児及び保育所児等の合同活動事業（八〇

七）及び保育所における保育所児及び幼稚園児の合同活動事業（九一四）

○内閣府告示第千九十号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成十七年四月二十二日内閣府告示第百四十九号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を取り消したので、同法第九条第三項において準用する同法第四条第十一項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成十七年十二月六日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画の認定を取り消した日　平成十七年十一月二十二日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　宇佐市

三　構造改革特別区域の名称　「安心の里」農業特区

四　構造改革特別区域の範囲　宇佐市の区域の一部（旧安心院町）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第二に定めるところによる。）　地方公共団体又は農地保有合理化法人による農地又は採草放牧

地の特定法人への貸付け事業（一〇〇一）及び農地の権利取得後の下限面積要件の特例設定基準の弾力化による農地の利用増進事業（一〇〇六）

○内閣府告示第千九十一号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき、平成十六年十二月十七日内閣府告示第三百七十六号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を取り消したので、同法第九条第三項において準用する同法第四条第十一項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき、次のとおり公示する。

平成十七年十二月六日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画の認定を取り消した日　平成十七年十一月二十二日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　大分県大分郡庄内町

三　構造改革特別区域の名称　神楽の里グリーン特区

四　構造改革特別区域の範囲　大分県大分郡庄内町の全域

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第二に定めるところによる。）　農家民宿における簡易な消防用設備等の容認事業（四〇七）、

地方公共団体又は農地保有合理化法人による農地又は採草放牧地の特定法人への貸付け事業（一〇〇一）、地方公共団体及び農業協同組合以外の者による特定農地貸付け事業（一〇〇二）及び農地の権利取得後の下限面積要件の特例設定基準の弾力化による農地の利用増進事業（一〇〇六）

○内閣府告示第千九十二号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成十七年四月四日内閣府告示第百六号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を取り消したので、同法第九条第三項において準用する同法第四条第十一項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成十七年十二月六日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画の認定を取り消した日　平成十七年十一月二十二日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　大分県玖珠郡九重町

三　構造改革特別区域の名称　九重町幼保一体的運営特区

四　構造改革特別区域の範囲　大分県玖珠郡九重町の全域

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第二に定めるところによる。）　幼稚園における幼稚園児及び保育所児等の合同活動事業（八〇七）及び保育の実施に係る事務の教育委員会への委任事業（九一六）

○内閣府告示第千九十三号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成十六年十月十九日内閣府告示第二百七十号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を取り消したので、同法第九条第三項において準用する同法第四条第十一項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成十七年十二月六日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画の認定を取り消した日　平成十七年十一月二十二日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　薩摩川内市

三　構造改革特別区域の名称　唐浜らっきょう生産振興特区

四　構造改革特別区域の範囲　薩摩川内市の区域の一部（港・網津・寄田地区）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第二に定めるところによる。）　地方公共団体又は農地保有合理化法人による農地又は採草放牧

地の特定法人への貸付け事業（一〇〇一）

○内閣府告示第千九十四号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成十六年十二月十七日内閣府告示第三百七十八号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を取り消したので、同法第九条第三項において準用する同法第四条第十一項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成十七年十二月六日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画の認定を取り消した日　平成十七年十一月二十二日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　阿久根市

三　構造改革特別区域の名称　アクネうまいネ自然だネ特区

四　構造改革特別区域の範囲　阿久根市の全域

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第二に定めるところによる。）　地方公共団体又は農地保有合理化法人による農地又は採草放牧地の特定法人への貸付け事業（一〇〇一）

○内閣府告示第千九十五号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成十六年三月二十九日内閣府告示第九十一号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を取り消したので、同法第九条第三項において準用する同法第四条第十一項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成十七年十二月六日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画の認定を取り消した日　平成十七年十一月二十二日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　大口市

三　構造改革特別区域の名称　山間農地安心安全作物生産振興特区

四　構造改革特別区域の範囲　大口市の全域

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第二に定めるところによる。）　地方公共団体又は農地保有合理化法人による農地又は採草放牧地の特定法人への貸付け事業（一〇〇一）

○内閣府告示第千九十六号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成十五年九月五日内閣府告示第百八十号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を取り消したので、同法第九条第三項において準用する同法第四条第十一項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成十七年十二月六日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画の認定を取り消した日　平成十七年十一月二十二日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　加世田市

三　構造改革特別区域の名称　砂丘地域再生振興特区

四　構造改革特別区域の範囲　加世田市の区域の一部（万世・小湊海浜地域）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第二に定めるところによる。）　地方公共団体又は農地保有合理化法人による農地又は採草放牧

地の特定法人への貸付け事業（一〇〇一）及び地方公共団体及び農業協同組合以外の者による特定農地貸付け事業（一〇〇二）

○内閣府告示第千九十七号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成十六年三月二十九日内閣府告示第九十二号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を取り消したので、同法第九条第三項において準用する同法第四条第十一項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成十七年十二月六日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画の認定を取り消した日　平成十七年十一月二十二日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　西之表市

三　構造改革特別区域の名称　さつまいも地域資源再生特区

四　構造改革特別区域の範囲　西之表市の区域の一部（詳細は内閣府において閲覧に供する。）

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第二に定めるところによる。）　地方公共団体又は農地保有合理化法人による農地又は採草放牧地の特定法人への貸付け事業（一〇〇一）